



神奈川県重症心身障害児(者)を守る会

ホームページアドレス

<http://kanagawa-mamorukai.org/>

第 27 号 2020/3/1 日発行



巻頭言

会長 中村 紀夫

避けられない高齢化で、「親亡き後の心配」が重心の成人者を持つ方の最大の関心事となっています。

お子さんが施設に入っていれば、親の代わりに誰が面会をしてくれるのだろうか、季節の変わり目の衣類交換は誰がやってくれるのだろうか、身体の調子を崩したときのお医者さんとの相談はどうするのだろうかと心配の種は尽きません。

在宅の方であれば、さらにその心配は倍加します。いざという時の施設入所は大丈夫なのか、慣れない施設での生活に体調を崩さないかなどなど。

ここで言うお子さんとは、親が高齢の場合です。少なくとも30歳は過ぎているでしょう。そんな心配を口にされる親御さんの気持ちはよくわかります。

よくわかると申し上げたその上で、あえて申し上げます。

「自分の子の親であることを忘れましょう。成人になるまで健常者のお子さんを持つよりたくさん苦勞して面倒を見てきたではないですか。もう十分です。あなたが居なくなったら何とかありませんよ」と。

「親であること」は、お子さんが成年に達するまでは法律的にも、「子の監護および教育をする権利を有し、義務を負う」となっています。もう皆さんはとうにその義務から解放されているのです。そうであればこそ、自分の子の親であることを、一時忘れてみてはどうでしょう。もし、心配を一時忘れて気持ちに余裕を持てたら、それを隣のお子さんに分けてください。施設で誰も面会者が居なくて寂しそうだったら声をかけてあげてください。

在宅の方であれば、イベントとか交流会に出たときに、自分が世話人になったつもりで他の子も同じように面倒を見てあげてください。

他のお子さんにも声をかけ、手を握れば、おそろく皆さんご自身の中に温かい気持ちと、不思議なことに、何かしら普段と違った元気が出てくるはずですよ。

親は子を守るために、防衛的であったり、エゴイスティックになったりします。

そのことが皮肉にも「私(親)」がいなくなったら、この子はどうなってしまふのだろうか」という心配につながるのです。

少し親という立場を離れ、目を他の子に向ける余裕が出たときに、その人(親)も救われますし、目をかけた他人の子も救われる。そしてそれがまわりまわって自分の子にも、他の親が目にかけてくれることにつながっていくと思うのです。

「守る会」の本質は、実はここにあると私は考えます。

これまでの活動の成果もあり、社会福祉の進展もあり、とりあえず親が亡くなっても(失礼な表現で申し訳ありません)、お子さんはなんとか生きていくことができるような世の中になっています。親亡き後の心配をする前に、隣のお子さんの手を握り、声をかけましょう。そうすることで、あなたを含め、きっとみんなが幸せな気持ちになることでしょう。

追記：県・守る会としては、成年後見人問題など親亡き後の諸問題に取り組んでいきます。

津久井やまゆり園事件の裁判に思う

津久井やまゆり園事件の裁判が始まり、改めて世間の注目を集めています。

3年半経過し、裁判の中で明らかにされつつある事実も踏まえながら、私たちは何を問題にすべきかを、令和元年2月8日の役員会で議論し、以下のように論点を整理しました。

論点 1. どれほどひどいことだったのか

新聞や TV は、残酷さを避けるためか犯行の詳細について報道はしません。

私たちは当初、一人が刃物を使って行った大量の殺戮事件だから、被害にあわれた方はお一人当たり1~2回凶刃を振るわれたのかと勝手に想像していました。

ところが違います。重傷を負われたが、一命をとりとめ、ご両親が実名を名乗り出た尾

野一矢さんの場合、手、首、のど、腹部と何か所も刺され、腹部に至っては大腸がちぎれる寸前の深手だったそうです。

一人一人に何度も何度もヤイバをふるったその残虐さ、現場が文字通り血の海となった凄惨さは想像することさえ難しいですが、私たちはいろいろ議論する前に、まずこの犯行のひどさを直視する必要があると考えます。

論点 2. 障害児者施設だから起きたのか

閉塞感の横溢する今の世の中で、自分自身の挫折を他に転嫁しようとして、植松ほどではないにしても、幼児虐待や、老人福祉施設での殺人など同種の事件の枚挙にいとまがありません。

被害者が障害児者であることを、あまりに強調することは、植松の身勝手に浅薄な理屈と同じ土俵に乗ってしまう危険もあります。

植松がもし老人福祉施設に就労していたらどうでしょう。職場で浮き上がって同じような事件を起こしたかもしれません。おそらく彼は「意思疎通できない老人は、不幸を生み出す」と言って犯行に及びかもしれませんが、

今回の事件が悲しいことのひとつは、舞台が障害児者施設であったことから、施設はすべて悪という乱暴な議論がまかり通ったり、19人が殺されても障害児者だからと差別的に考える人がいることです。

そうではなく殺された方々も、障害児者である前に人間です。人間が生活する場所に、一人の妄想にとりつかれた男が闖入し、19人という人間を殺し、26人という人間にけがを負わせたのです。障害児者が殺傷されたと言う前に、たくさんのヒト=人間が殺され傷つけられたことを、起きたことの検証をする際の出発点にすべきと考えます。

論点 3. 事件は防げたか

この事件を防ぐチャンスはあったと考えます。

まず一番具体的な予防線は、植松被告の措置入院とその後のフォローです。12日間で退院させたときの医師の判断はどうであったのか。周囲に犯行をほのめかす植松を、その後のフォローでなんとかできなかったのか。一般的には措置入院と精神障害の方の保護が諸刃の刃であることは十分に承知しつつも、今回かわりを持った医師たちが本気で植松と向き合ったのかどうか、気になる点です。

決定的だったのは、植松の言動に接していた友人たちです。中でもネットオークションで凶器の包丁を植松と一緒に探したり、結束バンドで縛ることを教えた友人の存在が明らかになりました。その友人は冗談だと思っていたと言っているようですが、たとえ冗談にしても障害者を殺すための凶器を探そうとする人が植松の他にもいたことに戦慄を覚えます。

また、友人たちの一人でも植松の異常さに気づき、どこかに相談するとか、通報できなかったのでしょうか。

論点 4. 匿名は被害者を冒瀆することにならないか

事件発生当時警察が被害者の方の名前を伏せたことに、良い配慮をしてくれたと感じました。自分が被害者の家族であったら、おそらくそれを望んだでしょう。

こんな時に取材攻勢をかけられたらたまらないと思ったからです。

ただ、3年以上たって、しかも裁判の席ですら被害者の名前が呼ばれない。このことは

どうでしょう。残酷な殺されかたをされ、まさに植松の主張するように世の中から名前まで抹消された形です。

もちろん、私たちに被害者のご家族を非難する権利もありませんし、その資格もありません。報道規制を別の形ですることも含め、何とかできないのかと思うばかりです。

論点 5. 犯人は心神耗弱だったのか

犯行時の彼は精神状態が異様に高ぶり、普通でなかったでしょう。犯行直後の護送車の中で見せた植松の笑った顔は本当に気味の悪いものでした。しかし、その時精神に異常をきたしていたから無罪なのでしょう。

同じ精神障害でも、大麻や違法薬物の摂取で精神に混乱を起こした結果何らかの犯罪に至った場合は、心神耗弱を理由に無罪にする

べきではないと考えます。

違法な行為（薬物摂取）をした結果、正常な判断ができなくなって犯罪に至ったケースでも、心神耗弱を理由に罰することができないとは、どう考えても納得できません。

違法な行為もしていないのに、日常生活等で精神障害に苦しむ方々にも失礼です。

論点 6. 今私たちに何ができるのか

植松被告のような人間が出てこないこと、あるいはそれを生み出さない社会にするには、私たち一人一人はあまりにも無力です。

私たち、家族に重い障害を持つものがある者にとって、すぐにできること、あるいはしなければいけないことは、目の前にいる大切な家族の一員が、植松の言うような状態ではなく、その人の人生を精いっぱい生きている

ことがわかるようにすることだと思います。おそらく守る会の会員でこの会報を読んでいる方はすでにやっていることでしょう。

そのことをたゆまずに続けてゆく、そして糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」なるようにしていくことが、実は、植松のような人間を出さない社会にしていける一番の近道なのかもしれません。

（文責 中村）

神奈川新聞に抗議書を出す

地元紙である神奈川新聞は、1月4日から「やまゆり園事件考」としてシリーズ記事を載せていますが、その第1回1面に「ニーチェに共感 憧れた超人」という大きな見出しと共に犯人の思想？を解説、社会面には「美

醜に過敏 孤高という孤立」の見出しと犯人の書いた絵を載せています。

私たちは、1月18日の役員会でこの記事について討議し、神奈川県・守る会として神奈川新聞に抗議することを決議しました。

理由は「植松聖被告の主張を、ニーチェや東大教授の名前を借りる形の拡大解釈までして1面と社会面トップの記事とし、その主張や考えを真っ向から否定することなく、いかにも彼の主張にも耳を傾けるべき点があるか

のような印象を与える構成になっている。これは障害児者や家族の感情を傷つけるだけでなく、一部の者に妙な同調者を生みかねない危険をはらむ」からです。

1月23日に、抗議のための面談を申し込んだことに対し、報道の責任者から中村宛に電話をもらいました。1時間近く電話で話し

ましたが、私たちの問題意識を理解してもらうことができず、結局同日付けで神奈川新聞社社長あてに会長名で抗議書を出しました。

その後、佐藤奇兵報道部長名で回答書が当会あてに寄せられましたので、以下に要約しま

す。

「植松被告の差別的言動を肯定する意図は全くなく、彼の考えに共感するものでもない」とした上で、「事件の真相を解明するためには、植松被告本人を理解することが不可欠であり」「被告が持つ優生思想が、ヒトラーに通ず

るというより、ドイツの哲学者ニーチェの思想により多くの共通点が見いだせることを明らかにするのが（この記事の）狙いの一つ」と釈明？しています。

私たちは、キリスト信仰へのアンチテーゼの1つとして出てきたニーチェの哲学を、犯行後拘置所の漫画本でニーチェを知った植松の言い分と並べて論じることの馬鹿馬鹿しさについてここでは置いておきましょう。

植松の考えがニーチェに近いからといって、だから何なのか、それを言うことが事件の再発防止につながるのか、植松と同じような差別感を持つことを排除できるのかということです。

問いたい点は、よしんば記者の言うように

同じ神奈川新聞 2月5日の論説欄で、「こんな夜更けにバナナかよ」の著者である渡辺一史さんが書かれているように「13回の面会を重ねてきたが、いまだに彼の妄想とも空想

ともつかない奇妙な世界観と、それを成り立たせている人間性の全体像をつかみかねている」ということが、今、彼に関してわずかに言える客観的な事ではないでしょうか。

その論説のタイトルを「時代映し出す荒唐無稽さ」とする渡辺さんは、植松の世界観が「ネトウヨ的言説」などによって形作られているとも指摘しています。私たちが最も恐れるのはこのことです。

いし、ネットで無責任な言説を展開する。ネットで流れているうちに、それが妙な共鳴反応を起こし、最悪の場合、似たような犯罪を起こす者さえ出てくるかもしれない。

社会的に常識を逸脱したことをネット上で拡散することに喜びを見出し、自らの不満のはけ口にする輩がたくさんいます。「植松が優生思想を」とか、「植松はニーチェに近い」と聞いて、「障害者は社会の邪魔者」という彼の主張にもなにか意味づけができるのかと勘違

まさに今回の1月4日付けの神奈川新聞の記事は、裏ネットのお手本のようなものです。神奈川新聞から回答書を得た今も、公器でもある新聞がこのような取り上げ方をする事は許されないと私たちは考えています。

注：令和2年2月8日の役員会で神奈川新聞の回答書を討議した結果、全員一致で決議



父母連ニュース

1. 令和2年度神奈川県予算要望に係る懇談会開かる

昨年8月26日神奈川県社会福祉会館で、県から障害福祉課、健康医療局、教育局などから25名の方と守る会の役員を含む父母連加盟団体役員有志が出席し、私たちが出していた要望に対する意見交換を行いました。

詳細は父母連情報第44号に掲載してありますが、守る会から出していた要望と県からの回答のうち主なものは次の通りです。

- (1) 守る会要望—湘南東部地区に医療型障害児入所施設1か所、並びに県域に在宅の方のための短期入所施設を増やしてほしい。
県回答：入所の必要性の高い重心について、湘南東部という地域限定でなく全圏域で入所調整を行っている。
平成30年度医療型短期入所事業所を2か所開設した。
- (2) 守る会—通所施設に看護師の配置等に財政支援を行ってほしい。
県回答：「医療的ケア支援事業」により看護職を配置し医療的ケアが必要な重心児者を受け入れた通所施設等への助成を実施する市町村に対し補助している。
- (3) 守る会—重心の成年後見には財産管理より身上監護と福祉的ケアが求められる。障害者や高齢者のニーズに即した後見制度運用をする事、県内福祉関連団体が法人後見を担えるよう図ってほしい。
県回答：新たに法人後見に取り組む市町村社会福祉協議会に立ち上げ費用の支援を行っている。

2. 父母連主催 第53回神奈川県心身障害児者福祉促進大会開かる

昨年12月7日桜木町駅前の横浜市健康福祉センターで、促進大会が開かれました。式典の後、「障がい者の暮らしを考える」をテーマに、映画「道草」の上映と、「津久井やまゆり園事件と障がい者の暮らしを考える」という演題で津久井やまゆり園家族会元会長の尾

野剛志氏の講演がありました。

映画では一口に障害者と言っても、いろいろなライフスタイルがあること、支援のあり方を考えさせられ、講演では津久井やまゆり園事件で実際に起きたことのむごさに衝撃を受けました。



特別講演会「重い障害を持つ人たちとの共生社会」

令和元年 11 月 23 日（土）横浜医療福祉センター港南において、同センター生活支援部長である武井 光^{こう}先生に、表題の講演をしていただきました。

今回の講演会は、守る会会員以外の方にも参加していただけるように設定しました。当日は生憎の天候となりましたが、多数の方にご参加いただきました。

講演内容は、先生がこれまで長く障害者と

係わってこられた経験についてでしたが、いきなり「ギターでの弾き語り」があったり、「先生と呼ばないで欲しい」など、先生のざっくばらんな一面が垣間見られて、リラックスした雰囲気での講演が始まりました。

講演の中で特に印象に残ったのは、先生がいつも障害を持つ当事者の立場を理解して活動されている事でした。人生最後の終末期対応にまで本人の意思を尊重し、親や仲間に囲まれた最後のお別れ会を行なった事その他、創

作活動の材料を地元の店に買い物に行く話や、選挙時の投票援助、東京五輪の聖火リレー申込など多岐にわたった活動は、先生の誠意そのものと感じました。

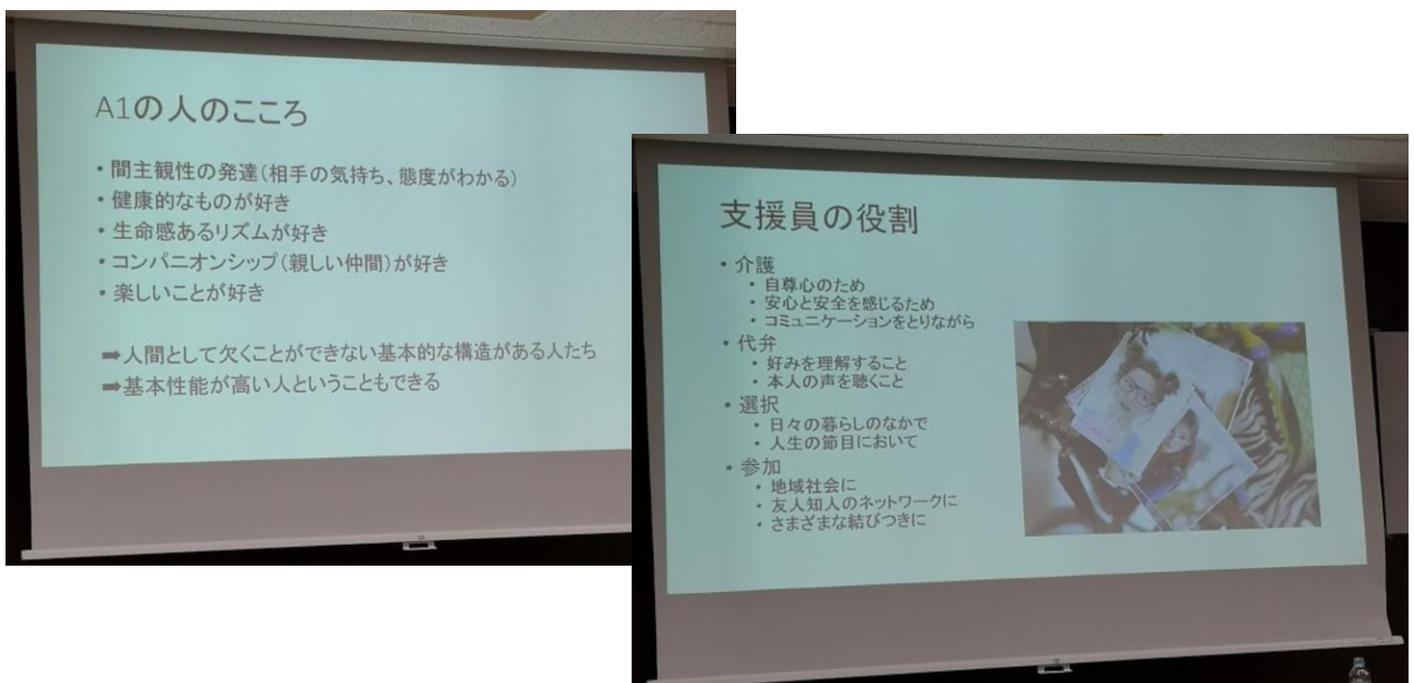
また支援者の役割を「介護」「代弁」「選択」「参加」に区分して支援する事が肝要ですが、この際本人が緊張しないような手段を取ることが重要で、リラックスしていれば本人の表

情も変わって来るそうです。オーストラリアでは「緊張＝虐待」であり、人間の基本的な考えを見落とすことは罪とお話になっていました。

最後に、イギリスに出かけたときのエピソードが衝撃的でした。それは、「精神障害者施設において、職員の仕事を評価するのは、「施設長」ではなく「精神障害を持つ入所者」である」という事実でした。日本の対応も、

本来はこうあるべきかと思われます。

先生の熱弁で、予定より講演時間が 30 分長くなりましたが、時間が経つのを忘れる程充実した内容でした。ありがとうございました。



ソレイユ川崎 栄養課の取り組みについて

重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎
主任管理栄養士 鈴木恵美

ソレイユ川崎は平成 17 年度に開設しました、重症心身障害児（者）施設です。

給食は直営です。栄養課は管理栄養士、調理師、調理員、非常勤職員を含む 15 名です。

現在、入所者は 100 名（経口栄養者は 64

名、経腸栄養者は 36 名）です。

短期入所者は定員 10 名、平日は通所サービス・児童発達・放課後ディサービスとして定員 20 名で運営をしています。

平成 27 年度の 7 月から敷地内に認可保育園を開設しました。託児室を増設し、地域の子供と障害を持つお子さんも一緒に預かる園として定員 25 名で運営しています。

私は開設 1 年後に入職して、利用者様の嗜好やご家族の思いを聞き取ることの難しさと重要さを痛感しました。食事に対する安全の

確認とおいしくて食べやすい食事提供のため最初の 3 年は食形態の基準を作成しました。刻み食をなくした、押しつぶしのできる、軟菜食を確立させました。普通食と同じ献立を展開させて、同じ食材で軟らかく提供できる調理方法に試行錯誤しました。

さらに小児の利用者様が増えたことに加え、軟菜食より嚥下機能低下に対応できる形態を提供するため、軟菜食を離乳食完了期に設定し、軟菜マッシュ食・軟菜ムース食を取り入れました。形態にバラつきがない様、調理員の作業工程を標準化することに時間を要しました。

多職種に試食会を開き、形がありながら舌でつぶせる軟らかさや、この食種についての

認識を共有できました。個別対応に伴い、調理作業の複雑化や硬さのバラつきが出て、彩り・盛り付けの配慮に欠けてしまうだけでなく、提供時間遅延・誤配にもつながります。調理員と協力し、軟菜ムース食の標準化を目指しました。

昨年、ご家族向けの試食会を開いて食形態や食事介助などの説明をしてより理解を深めて頂きました。

今年度は学会分類「発達期摂食嚥下障害児（者）のための嚥下調整食分類 2018」に合わせた食事形態を再度、見直していく予定です。

平成 21 年には、看護部で分注していた経腸栄養を厨房で 1 日 4～5 回に分けて食事と同じように提供を開始しました。

利用者様に対して、今までにも多職種と連携して褥瘡回診報告、身体・栄養状態を把握し、問題抽出・目標を定めて栄養ケアに取り組んできました。平成 23 年 4 月から、新給食システム、平成 30 年には電子カルテの導入により NST（栄養サポートチーム）認定看護師とともに栄養管理活動本格的に開始しています。



当施設には、年間で大きな行事が4つあります。「元旦のおせち料理」から始まり、「お花見会」「ソレイユまつり」「クリスマス会」の食事に加えて季節感を感じていただけるような行事食を実施しています。利用者様にあった食形態で行事食も提供できるようになりました。

「令和2年元旦のおせち 普通食」



「おせち 軟菜ムース食」



平成29年1月に初めての試みとして、災害時の食事提供方法が具体的に決まっていなかったため、実際に炊き出し訓練をすることで非常時のスムーズな非常食の対応、提供が各部署協働で行なえればと思い実施しました。

備蓄倉庫を整理し、3日分の非常食を食事形態と利用者名がわかるように分けました。屋外でコンロカートを使用し、おにぎり用の米を炊き、豚汁を作りました。夜間、停電想定とし、非常階段で運搬し多職種の協力のも

と行えました。栄養課だけでなく職員一人一人が防災、減災意識を高めることができました。課題点や非常食提供方法を検討しながら年に1回実施しています。

今後も利用者様の食事摂取状況や嗜好調査・ご家族からの要望を聞き取り、また多職種からの情報を把握し、その共有したものを生かして利用者様の望む食事環境を提供していければと思っています。

総会のお知らせ

日時 5月16日土曜日 10時～15時
場所：神奈川県社会福祉会館 2階研修室
総会：10時～12時
講演会：13時～15時
ワゲン療育病院長竹 施設長 村上先生

編集後記

2016年7月26日に起きた「津久井やまゆり事件」の裁判が約3年半を経てようやく始まりました。

神奈川県重症心身障害児(者)を守る会も、犠牲になられた19名の御霊に寄り添いながら、この事件を見つめてきました。

そして二度とこのような事を引き起こさないようにとの思いから、特集「津久井やまゆり事件を考える」に力を入れました。

私達が広島、長崎から核なき世界と平和を希求し、語り続けたように、この事件を通して差別や偏見、命の尊さを、みんながずっと考え続けていかなければならないと思います。

共生社会の実現には、皆の自覚と行動に！

(編集委員 高山)